



議会日誌 (11月1日～1月31日まで)

- 11月
 - 7日 議会運営委員会
 - 14日 文教厚生委員会
 - 18日 総務委員会
 - 19日 次城県市議会議長会令和元年度第1回議員研修会
 - 26日 議会運営委員会
 - 26日 議会運営委員会
 - 26日 全員協議会
 - 29日 令和元年第4回定例会
 - 29日 総務委員会
 - 29日 文教厚生委員会
 - 29日 産業建設委員会
- 12月
 - 2日 議案審査特別委員会
 - 11日 議会運営委員会
 - 11日 全員協議会
- 1月
 - 15日～16日 文教厚生委員会視察研修
 - 20日 議会だより編集特別委員会
 - 27日 議会だより編集特別委員会
 - 28日 総務委員会
 - 31日 産業建設委員会

議会を傍聴して 市の動きを知りましょう!

本会議は、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、市長の考えなどを聞くことができます。第1回定例会は、3月3日(火)から開会予定となっております。お気軽にお越しください。



▲傍聴席は一般席が25席あり、受付簿に住所、氏名をご記入いただくだけで入場できます。

令和元年第4回定例会では、延べ**50**名の方が本会議を傍聴されました。



編集後記

令和になり初の新年を迎えました。7月には東京オリンピックの開催を控え、日本人選手の活躍が期待されます。一方、新元号になったことで、運転免許証のうっかり失効が増えているとみ替えるには30引けばよいので平成32→30⇨令和2年となります。運転免許証や車検証など、まだ平成表記のものがございますのでお気を付けください。

議会だより編集委員 櫻井 健一



議会の規律とは?

議会の内部における秩序の維持、議会に対する信頼の確保等のために遵守すべき行為の基準のことを言います。議会の規律を保持することは、議会の自律作用に属する事柄であり、地方自治法に特例の定めがあるもの以外は、会議規則、委員会条例、傍聴規則に委ねられます。地方自治法では「本会議及び委員会において、議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしないこと」とされていることなどや、かすみがうら市会議規則では「議員は、議会の品位を重んじなければならないこと」「何人も会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない」など、他にも委員会条例や傍聴規則に様々な規律に関する規定があります。議場の秩序を保持する権限は議長に与えられており、議長は会議中に規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員があるときは、これを制止し、命令に従わない場合は退去させることもできます。議員は、議場の秩序を乱し、または会議を妨害するものがあるときは、議長の注意を喚起することができます。

(参考) 地方議会運営辞典

ご意見をお寄せ下さい